

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆ 多 久 市 議 会 定 例 会 議 案 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 6 年 9 月 2 日 提出

多 久 市

目 次

ページ

議案甲第 2 1 号	多久市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正 する条例……………	1
議案甲第 2 2 号	多久市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	2
議案甲第 2 3 号	多久小城医療組合規約の変更について……………	4
議案甲第 2 4 号	財産の取得について……………	1 0
議案乙第 2 1 号	令和 5 年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定 について……………	1 2
議案乙第 2 2 号	令和 5 年度多久市給与管理・物品調達特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	1 3
議案乙第 2 3 号	令和 5 年度多久市土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	1 4
議案乙第 2 4 号	令和 5 年度多久市宅地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	1 5
議案乙第 2 5 号	令和 5 年度多久市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	1 6
議案乙第 2 6 号	令和 5 年度多久市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	1 7

議案乙第27号	令和5年度多久市病院事業会計決算の認定 について……………	18
議案乙第28号	令和5年度多久市下水道事業会計決算の認定 について……………	19
議案乙第29号	令和6年度多久市一般会計補正予算（第3号）……………	別冊
議案乙第30号	令和6年度多久市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第1号）……………	別冊
議案乙第31号	令和6年度多久市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）……………	別冊
報告第9号	放棄した債権の報告について……………	20

議案甲第 21 号

多久市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

多久市個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年多久市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 市長の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学・就職準備給付金」を加える。

別表第 2 の 1 市長の項中「保護の実施若しくは就労自立給付金の支給」を「保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

生活保護法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 2 2 号

多久市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険条例（昭和 3 4 年多久市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 23 号

多久小城医療組合規約の変更について

多久小城医療組合規約（令和 3 年佐賀県指令 3 市町第 2 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

多久小城医療組合規約を変更する必要があるので、この案を提出する。

別紙

多久小城医療企業団規約

多久小城医療組合規約（令和３年佐賀県指令３市町第２号）の全部を変更する。

目次

- 第１章 総則（第１条－第５条）
- 第２章 議会（第６条－第９条）
- 第３章 執行機関（第１０条－第１３条）
- 第４章 経費（第１４条）
- 第５章 雑則（第１５条・第１６条）

附則

第１章 総則

（企業団の名称）

第１条 この企業団は、多久小城医療企業団（以下「企業団」という。）という。

（企業団を組織する地方公共団体）

第２条 企業団は、多久市及び小城市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第３条 企業団は、次に掲げる事務を共同で処理する。

- （１） 病院の設置及び管理運営に関すること。
- （２） 訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関すること。

（地方公営企業法の適用）

第４条 地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２条第３項の規定に基づき、前条各号に掲げる事務に同法の規定の全部を適用する。

（事務所の位置）

第5条 企業団の事務所は、佐賀県多久市に置く。

第2章 議会

(議会の設置)

第6条 企業団に企業団議会を設置する。

(企業団議員の定数)

第7条 企業団議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、8人とし、関係市の定数は、次のとおりとする。

(1) 多久市 4人

(2) 小城市 4人

(企業団議員の選挙の方法及び任期)

第8条 企業団議員は、関係市の議会において議員の中から選挙された者とする。

2 企業団議員に欠員を生じたときは、その議員の属していた関係市において、速やかに補充するものとする。

3 企業団議員の任期は、関係市の議会の議員の任期とする。

(議長及び副議長)

第9条 企業団議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、企業団議会において企業団議員の中から選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期とする。

第3章 執行機関

(企業長等の選任の方法)

第10条 企業団に企業長及び副企業長（以下「企業長等」という。）を置く。

2 企業長等は、関係市の長の互選により定める。

3 前2項の規定にかかわらず、関係市の長が必要と認めたときは、企業長等を病院事業の経営に関し識見を有する者のうちから共同して任命することができる。

4 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。

(企業長等の任期)

第 1 1 条 企業長等の任期は、4 年とし、再任することができる。ただし、企業長等が関係市の長にあつては、関係市の長の任期とする。

(補助職員)

第 1 2 条 企業団に職員を置く。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

3 第 1 項の職員は、企業長がこれを任免する。

(監査委員)

第 1 3 条 企業団に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、企業長が企業団議会の同意を得て、企業団議員及び知識経験を有する者のうちから各 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、企業団議員のうちから選任されたものにあつては、企業団議員の任期によるものとし、知識経験を有する者のうちから選任された者にあつては、4 年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第 4 章 経費

(企業団の経費の支弁の方法)

第 1 4 条 企業団の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

(1) 事業収入

(2) 負担金

(3) 補助金

(4) 企業団財産から生ずる収入

(5) その他の収入

2 前項第 2 号に規定する負担金の関係市の負担割合は、別表のとおりとする。

第 5 章 雑則

(解散に伴う事務の継承)

第 1 5 条 企業団の解散に伴う事務の継承及び財産等の処分については、関係市の議会の議決を経て行う関係市の長の協議をもって定める。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、企業団の運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、変更前の多久小城医療組合理約（以下「変更前の規約」という。）第 8 条の規定に基づき、関係市の議会議員のうちから選挙され議員の職にある者は、その任期が満了するまでの間、多久小城医療企業団規約（以下「変更後の規約」という。）第 8 条の規定により選挙された議員とみなす。

3 この規約の施行の際、変更前の規約第 12 条の規定に基づき、組合の職員として任命された者は、変更後の規約第 12 条の規定により任命された職員とみなす。

4 この規約の施行の際、変更前の規約第 13 条の規定に基づき、監査委員の職にある者は、変更後の規約第 13 条の規定により選任された監査委員とみなす。

5 この規約の施行の際、変更前の規約第 14 条第 2 項の規定に基づき納められた負担金は、変更後の規約第 14 条第 2 項の規定により定められた負担金の内払とみなす。

別表（第 14 条関係）

	経費の区分	負担割合
1	企業団の設立及び運営に関する経費	多久市 10 分の 5 小城市 10 分の 5
2	公立佐賀中央病院（以下「新病院」という。）の建設に関する	多久市 10 分の 9 小城市 10 分の 1

	経費 (用地、医療機器等含む)	
3	新病院の運営に関する経費	総務省が通知する地方公営企業繰出基準内とし、その割合は負担する年度の前々年度において新病院を受診した多久市及び小城市の市民の割合によって定める。 ただし、実績が不明となる新病院開設以後2か年度においては、両市で折半とする。
4	その他（運営資金）	新病院の運営において、安定した医療機能を持続的に提供していく観点から、安定した運営に必要と思われる現金預金残高を両市が協議して定め、決算時にこの残高を下回った場合には、多久市においてこれを補填し、30年間は公立病院として存続させるものとする。

議案甲第 24 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年多久市条例第 3 号)第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 購入する物品及び数量 | ノート型パソコン 320 台
(その他ソフトウェア関係ライセンス等含む) |
| 2 | 購入予定価格 | 57,605,790 円
(うち消費税額 5,236,890 円) |
| 3 | 購入の相手方 | 住所 佐賀市兵庫町大字藤木 1427 番地 7
氏名 株式会社 佐賀電算センター
代表取締役 宮 地 大 治 |

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提案する。

取得の明細

製品名	メーカー	数量	備考
【ノート型パソコン】			
LIFEBOOK A5513/N	富士通	320	OS Win11 Pro込み
メモリ変更4GB→16GB(16GBx1/DDR4 SDRAM)	富士通	320	
内蔵DVD-ROMドライブユニット追加	富士通	320	
キーボード変更JIS配列準拠→JIS配列準拠(テンキー付)	富士通	320	
バッテリーパック変更 標準→大容量	富士通	320	
【その他ソフトウェア関係ライセンス等】			
CSP Windows 11 Pro Upgrade	マイクロソフト	1	
Ghost Solution Suite Initial Sub L w/S ACD-GOV 250-499 Devices1YR	シマンテック	320	
ソニー USBメモリ 32GB	ソニー	2	
リカバリデータディスク+ドライバズディスク+PowerDVDディスク	富士通	5	

議案乙第 2 1 号

令和 5 年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度多久市一般会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 6 年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 2 2 号

令和 5 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 6 年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 2 3 号

令和 5 年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 5 年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 6 年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 2 4 号

令和 5 年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 6 年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 2 5 号

令和 5 年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 5 年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 6 年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 26 号

令和 5 年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和 5 年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 6 年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 27 号

令和 5 年度多久市病院事業会計決算の認定について

令和 5 年度多久市病院事業会計決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 6 年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 28 号

令和 5 年度多久市下水道事業会計決算の認定について

令和 5 年度多久市下水道事業会計決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 6 年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第 9 号

放棄した債権の報告について

多久市債権管理条例（平成 3 0 年多久市条例第 4 号）第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

別紙

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和 6 年 3 月 3 1 日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
空き家緊急 安全措置 費用負担金	第 2 号該当 (相続放棄)	1 人	1 件	442,800 円	
	令和 5 年度				
	計	1 人	1 件	442,800 円	

債権放棄年月日：令和 6 年 3 月 3 1 日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
生活保護費 返還金 (過誤)	第 1 号該当 (財産なし)	1 人	1 件	28,000 円	
	平成 30 年度				
	計	1 人	1 件	28,000 円	

債権放棄年月日：令和 6 年 3 月 3 1 日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
生活保護法 第 63 条 返還金	第 1 号該当 (財産なし)	2 人	3 件	366,179 円	
	平成 27 年度	1 人	1 件	257,600 円	
	平成 29 年度	1 人	2 件	108,579 円	
	計	2 人	3 件	366,179 円	

債権放棄年月日：令和6年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
同和地区中 小企業振興 資金貸付金	第5号該当 (時効による)	5人	6件	54,886,950円	時効 5年
	昭和47年度	1人	1件	17,163,370円	
	昭和48年度	1人	1件	3,271,750円	
	昭和49年度	(1)人	1件	7,172,020円	
	昭和52年度	1人	1件	5,765,890円	
	昭和58年度	1人	1件	18,310,000円	
	昭和61年度	1人	1件	3,203,920円	
	計	5人	6件	54,886,950円	

債権放棄年月日：令和6年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
国民健康保 険一般被保 険者返納金	第1号該当 (財産なし)	1人	1件	26,628円	
	平成30年度				
	計	1人	1件	26,628円	

債権放棄年月日：令和6年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
多久市国民 健康保険 病院使用料	第1号該当 (財産なし)	3人	3件	58,120円	
	令和元年度	2人	2件	48,990円	
	令和4年度	1人	1件	9,130円	

	計	3 人	3 件	58,120 円	
--	---	-----	-----	----------	--